



平成十三年度も最初の半年間は六十五歳以上の方の保険料が1/2に減額されます

六十五歳以上の方の介護保険料は、昨年の四月から九月までは保険料を納めなくてもよく、また十月以降も本来の額の1/2を納めていただきましたが、平成十三年度も引き続き、四月から九月までの半年間は本来の額の1/2を納めていただき、十月から本来の額を納めていただくこととなります。

町では、六月中旬に平成十三年度の介護保険料を決定し、六十五歳以上の方全員に通知します。

特別徴収の方の保険料は、四月、六月、八月、十月、十二月、二月の六回に分けて、年金から保険料を天引きさせていただきます。

納付書により町に直接保険



料を納めていただく普通徴収の方は六月、八月、十月、十二月、二月の五期で納めていただくこととなります。各所得段階別の年間保険料額は下表のとおりです。

65歳以上の各所得段階別の年間保険料

区分	説明	平成12年度	平成13年度	平成14年度
第1段階	生活保護の受給者、 老齢福祉年金受給者 (住民税世帯非課税)	4,040円	12,130円	16,180円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	6,060円	18,200円	24,270円
第3段階	本人が住民税非課税	8,090円	24,270円	32,370円
第4段階	本人が住民税課税で合計 所得金額250万円未満	10,110円	30,340円	40,460円
第5段階	本人が住民税課税で合計 所得金額250万円以上	12,130円	36,410円	48,550円

年度の途中で六十五歳になられた方や転入された方の保険料は年金から天引きできません

年額十八万円以上の年金を受け取っておられる方は、年金より介護保険料が天引きされることとなりますが、町から年金保険者である社会保険庁や地方公務員共済組合に対して個々の方の保険料額の天

引き依頼をすることが、四期の受給者に対してのみ年に一回しか行えませんので、年度の途中で六十五歳になられた方や他の市町村から転入された方は翌年度の八月までは保険料を納付書により直接納

各種減額認定証の有効期間が

五月三十一日で切れます

介護保険の施設に入院・入所している方で、世帯の町民税が非課税の方には、食事代の一部負担額が一日あたり七八〇円から五〇〇円、または三〇〇円に減額される「標準負担額減額認定証」を、平成一二年四月一日以前に特別養護老人ホームに入所しておられる方には入所費用及び食事負担額が減額される「介護保険利用者負担額減額認定証」

「特定標準負担額減額認定証」を、法施行前に無料でホームヘルプサービスを利用していただく人には、「訪問介護利用者負担額減額認定証」をそれぞれ交付していますが、証の有効期限が五月三十一日までとなっております。

介護保険制度や要介護認定の申請、介護サービス計画の作成等について不明の点がありましたら、役場福祉課介護支援係(☎321111)、油谷町社会福祉協議会(☎3210931)、養寿苑居宅介護支援事業所(☎3411625)へご相談ください。